

札幌市子ども発達支援総合センター地域支援課用公用車借受 仕様書

1 車種

軽乗用車

2 規格

- (1) 排気量 660 c c クラス
- (2) 形状 箱型又はステーションワゴン、5 ドア
- (3) 定員 4 名以上
- (4) 変速機 A T (4 速以上) 又は C V T
- (5) 使用燃料 ガソリン
- (6) 駆動方式 4 輪駆動
- (7) 色 標準色とし、契約時 (車種確定時) に決定する。
- (8) 環境対応 平成 17 年基準排出ガス 75%低減かつ令和 2 年度燃費基準 +20%達成、アイドリングストップシステム
- (9) 初度登録 令和 2 年以降

3 装備

- (1) アンチロックブレーキシステム
- (2) 横滑り防止装置
- (3) アイドリングストップシステム
- (4) 運転席、助手席、サイド S R S エアバック
- (5) オートエアコン
- (6) パワーステアリング
- (7) パワーウインドウ
- (8) 電動リモコンミラー
- (9) A M / F M ラジオ
- (10) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ (ホイール付)
- (11) スノーブレード及びスコップ
- (12) スペアタイヤ (標準でパンク修理キットが搭載されている場合は省略可)
- (13) フロアマット
- (14) 標準工具一式

4 メンテナンス内容

フルメンテナンスリースとし、燃料代、パンク修理代、ウインドウォッシャー液代のみを本市負担とし、それ以外は消耗品を含めて車両所有者の負担とする。詳細は以下に記載。

- (1) 法定点検 (12 か月毎)
- (2) 一般整備・故障修理
- (3) オイル交換
(メーカー規定による。想定走行距離から 6 か月に 1 回を基本とする。)
- (4) バッテリー交換 (必要に応じて交換)
- (5) タイヤ交換 (必要に応じて交換)
- (6) 代車提供 (車検時や事故、故障修理の場合)

- (7) 工場への入出庫及び代車引渡
- (8) その他必要となる消耗品の交換

5 保険内容

- (1) 自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とし、証書を車両に備え付けること。
- (2) 自動車保険（任意保険）については、次の補償内容以上のものを車両所有者の負担で加入することとし、証書の写しを車両に備え付けること。
 - ア 対人 無制限
 - イ 対物 無制限（免責なし）
 - ウ 人身傷害 1名につき、3,000万円
 - エ 車両 時価（免責なし、自損、盗難の際も補償されるもの。）
 - オ 公用車割引 適用
 - カ フリート契約 適用

6 登録費用及び公租公課

登録費用及び公租公課については車両所有者の負担とし、登録に必要な諸手続（車庫証明等を含む）についても車両所有者が行うこととする。

なお、使用者の名称は札幌市とし、住所は札幌市中央区北1条西2丁目、使用の本拠の位置は、かしわ学園・ひまわり整肢園においては札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21、はるにれ学園においては札幌市中央区北7条西26丁目1-1とする。

7 借受台数

3台（全て同じ車両）

8 契約期間

令和2年9月1日～令和7年8月31日（60か月）

なお、契約期間中に歳出予算の削除又は減額があった場合、当該契約を解除することがある。

9 引渡場所、検査場所

札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 札幌市かしわ学園、札幌市ひまわり整肢園
札幌市中央区北7条西26丁目1-1 札幌市はるにれ学園

10 リース車両全損時の扱い

当該車両にかかる契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じた上で、改定契約を締結する。その際、途中解約に係る清算は一切行わない（過失の有無に関わらず）。

11 公租公課、リース料率変更時の取扱

リース期間中に公租公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

12 走行距離

1台あたり月500kmと想定するが、これを超過した場合でも、リース料金について

は一切変更を行わない。

13 その他

受注者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。